

地区計画道路整備に関する基準

平成23年11月9日政策会議決定

改正

平成28年11月1日

(目的)

第1条 都市計画法第19条第1項の規定に基づき決定された地区計画の地区整備計画に地区施設として定められた道路(以下「地区計画道路」という。)の整備を促進するための必要な事項を定め、地区計画道路を整備することにより、地区計画の目標に掲げられた良好な住環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号にあげる用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) 地区施設とは、都市計画法第19条第1項の規定に基づき決定された地区計画の地区整備計画に定められた施設をいう。
- (2) 地区計画道路用地とは、前号の地区施設として定められた第4条に基づく道路の範囲の土地をいう。
- (3) 支障物件とは、地区計画道路用地にある塀、門、樹木、雨水枡、汚水枡、水道メータその他これらに類するもので、地区計画道路の整備に支障となるものをいう。

(適用範囲)

第3条 本基準は、本市の行政区域内における地区計画道路の整備に適用する。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 木津川市開発指導要綱(平成19年3月12日告示第120号)の適用を受ける開発行為。
- (2) 土地区画整理法(昭和29年5月20日法律119号)に基づく土地区画整理事業の施行が予定されている区域若しくは完了した区域で行う開発行為。

- (3) 道路事業その他事業により道路の整備が行われた地区計画道路。または道路の整備が予定されている地区計画道路。
- (4) 国若しくは地方公共団体が行う事業又は公益上必要とする事業で、市長が認めた開発行為。

(地区計画道路用地)

第4条 地区計画道路は、都市計画法第19条第1項の規定に基づき決定された地区計画の地区整備計画に定められた幅員及びすみ切りにあたる用地を次に掲げるとおり確保する。

- (1) 幅員が4メートルと定められた地区計画道路の道路境界は、既存道路の中心線からの水平距離2メートルの線とする。ただし、当該地区計画道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地、地区計画の区域界その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道路の境界線とみなす。
- (2) 幅員が5メートルと定められた地区計画道路の道路境界は、既存道路の中心線からの水平距離2.5メートルの線とする。ただし、当該地区計画道路がその中心線からの水平距離2.5メートル未満でがけ地、川、線路敷地、地区計画の区域界その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離5メートルの線をその道路の境界線とみなす
- (3) 幅員が6メートルと定められた地区計画道路の道路境界は、既存道路の中心線からの水平距離3メートルの線とする。ただし、当該地区計画道路がその中心線からの水平距離3メートル未満でがけ地、川、線路敷地、地区計画の区域界その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離6メートルの線をその道路の境界線とみなす。
- (4) 地区計画の区域の外の道路で、その地区計画の区域の境界線に沿った道路がある場合は、同条第1号ないし第3号の規定にかかわらず当該

道路を地区計画道路の一部または全部とし、当該道路の地区計画の区域の境界線から当該道路の側の境界線及びその境界線から当該道路の側に水平距離4メートルの線（幅員が4メートルと定められた地区計画道路に限る。ただし、幅員が5メートルと定められた地区計画道路にあっては5メートル。幅員が6メートルと定められた地区計画道路にあっては6メートル。）を地区計画道路の境界線とみなす。

（5） 同条第1号ないし第4号に規定する地区計画道路の道路境界線が他の道路（地区計画道路を含む。）と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形のすみ切りを設けることとする。

（6） 同条第1号ないし第5号の規定にかかわらず地区計画を決定した時に、地区計画道路用地について特段の定めがある場合はその定めによることとし、特段の定めがない場合は申請者及び利害関係者との協議により決定する。

（用地の取得等）

第5条 地区計画道路用地は、地区計画道路用地の土地所有者の申請により、他の法令に特別の定めがあるものを除き、市が無償で取得する。

2 市は、地区計画道路用地の取得に伴う測量、分筆及び所有権移転登記に要する費用を全額負担する。

（支障物件等の措置）

第6条 地区計画道路用地を所有する者は、地区計画道路用地に存する整備支障物件を移設又は撤去しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地区計画道路用地の整備に伴い道路を保全するために必要となる土羽仕上げ（高さ1メートル未満）については、予算の範囲内において市が施工できるものとする。

（地区計画道路の整備）

第7条 市は、第5条の規定に基づき市が取得した地区計画道路用地の整備並

びに第6条の規定に基づく工事を施工する。この場合において当該用地の整備の時期は、路線の重要度及び事業効果等を考慮して決定するものとし、地区計画道路の新設工事に着手するまでの暫定的な対策として、予算の範囲内において、地区計画道路用地の維持管理または現況道路に応じた路面の舗装等を行うものとする。ただし、路面舗装等は建築確認申請の確認済証の交付後に行うものとする。

2 市は、当該地区計画道路が、地区計画に定める各区画道路において、すべての用地が確保された場合に限り、新設道路となる地区計画道路の工事を行うものとする。ただし、当該事業に係る補助金及び予算を確保できること。
(事前協議)

第8条 地区施設用地を所有する者で申請を行おうとする者は、次の各号に掲げる図書により、市長と協議しなければならない。

- (1) 地区計画道路整備に伴う事前協議申請書(別記様式)
- (2) 位置図(縮尺: 2500分の1)
- (3) 登記簿謄本
- (4) 公図
- (5) 現況図(平面図・断面図)
- (6) 土地利用計画図(平面図・断面図)

(協議の時期)

第9条 前条の協議は、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく地区計画の区域内における行為の届出を行おうとする日までに行わなければならない。

(覚書の締結)

第10条 市と申請者は、第8条の規定に基づく事前協議が成立した時は、損失補償に関する覚書を締結する。

2 前項の覚書は、本基準に基づく申請者の費用負担があった場合に締結する。

附 則

この基準は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

別記様式

別記様式（第8条関係）

地区計画道路整備に伴う事前協議申請書

年 月 日

木津川市長 宛て

申請者 住所

氏名

印

地区計画道路整備に関する基準第8条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 地区計画道路整備の対象となる土地の名称	土地の所在	地積 (m ²)	
		全 体	寄付部分
	合 計		
2 用途地域、地区計画及び地区計画道路の名称	用 途 地 域： 地区計画の名称： 地区計画道路の名称及び幅員：		
3 対象土地が接する道路の名称等	道路の名称	幅員 (m)	敷地と接する部分の長さ (m)
4 寄付時期	分筆完了後 30 日以内		